

令和2年6月30日招集

6月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度6月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年6月30日(火)午後1時59分から午後2時31分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (19人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博				

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第24号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第25号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第26号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第28号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一

7 会議の概要

<p>小林次長</p>	<p>それでは、これより6月定例総会を開会いたします。本日、全員出席です。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>6月定例総会の出席、ご苦勞様です。緊急事態宣言が解除されて、半月ほど経ちました。東京では少しずつ増えてきて、第2次の緊急事態宣言が出る予測もされているわけですが、新潟に住んでいると、特に農村部にいると他人事のような、よその国の問題とを感じる時があります。スーパーや大勢の人がいる所へ行く時は、マスクをするようにしていますが、やはり皆さん、気が抜けてきているのではないか、という感じはしています。まだ終息していませんので、気を付けていただければ、と思います。報告ですが、23日に県農業会議の総会が開催され、役員改選がありました。県会長は留任で、村上市農業委員会の石山さんが会長となりましたので、一言ご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。16番石塚絹代委員、17番田中さとみ委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p> <p>皆さん、お忙しいところ、総会に出席いただき大変ありがとうございます。雨が降り落ち着いた感じがしますが、今後雨が適度に降ってもらえればと思います。それでは、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第28号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第24号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第25号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第26号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、両川地区で2件、横越地区で2件の計6件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で1件です。事業計画変更承認申請に関する処分決定が、曾野木地区で1件です。今月の議案件数は、合計で9件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第28号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。1ページの両川地区第3号は、売買により所有権を移転するものです。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請に至りました。申請地は、江南区割野の畑1筆19㎡で、農用地区域内です。譲受人は、申請地の隣の畑を耕作しており、当該農地を取得することで、一体的な利用ができるようになります。譲受人世帯の経営面積は、182.8aで、農業従事者は2名、農作業</p>

	<p>経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が3件、第4条申請が1件、第5条申請が1件、事業計画変更承認申請が1件でした。</p> <p>まず、追加議案第28号農地法第3条許可申請についてです。1ページ1号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、江南区大淵の畑2筆349㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は51.72aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ2号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区天野の畑1筆343㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は170.99aです。農業従事者は4名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。2ページ4号は譲受人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定するものです。譲受人は現在、申請地を耕作しており、今回正式に契約するため申請に至りました。申請地は江南区舞瀨と和田の田3筆322㎡で農用地区域内です。譲受人の経営面積は4,848.78aです。農業従事者は14名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、権利設定後もしっかり耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第24号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は、転用者から事情聴取しました。自己所有の農地を</p>

	<p>露天駐車場に転用するものです。転用者は、自己用と近隣の事業所用の駐車場とするため申請に至りました。申請地は東区本所3丁目の畑1筆 860 m²です。農地区分は、集落内の10ha未満の小集団の農地であることから第2種農地であると判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第25号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、店舗建設敷地に転用するものです。転用者は、申請地にコンビニエンスストアを建設することを計画し、申請に至りました。申請地は東区海老ヶ瀬の田3筆 1,800 m²で、同時利用地を含めた総面積が 2,730.18 m²です。農地区分は、住宅や事業用地が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されず。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、周辺に農地はなく被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第26号事業計画変更承認申請についてです。3ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。令和元年7月31日付けで第5条許可申請があった案件につきまして、事業内容の変更があったものです。転用者は、当初、建売住宅敷地として転用許可を受け、すでに造成工事を完了していますが、今後事業完了までかなりの時間を要するため、建売住宅より要望のある特定建築条件付売買予定地に転用事業を変更し、事業完了までの期間短縮を図るため申請に至りました。申請地は江南区太右エ門新田の畑1筆 651 m²同時利用地を含めた総面積が 1,489 m²です。転用にあたり、当初の計画どおり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断しました。以上です。</p> <p>議長(農地部会長)</p> <p>ありがとうございます。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p> <p>第2地域調査委員長</p> <p>11番坂井です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が2件でした。</p>
--	---

	<p>初めに、追加議案第28号の2ページ横越地区5号は、譲渡人から事情聴取しました。譲渡人が、農業者年金の経営移譲年金を受給するため、後継者である子に使用貸借権を設定するものです。申請地は、江南区沢海、阿賀野1丁目の田5筆5,162㎡、同じく沢海の畑10筆7,695㎡の合計15筆12,857㎡で、農用地区域内および区域外です。譲受人世帯の経営面積は、49,916.23㎡で農業従事者は3名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、権利設定後もしっかり耕作するよう指導しました。次に、同じく2ページ横越地区6号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって、取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、江南区沢海の畑1筆793㎡で、農用地区域内です。譲受人世帯の経営面積は、9,647㎡で農業従事者は2名、農作業経験に問題ありません。経営する農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第28号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。2ページ6号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(4番 小戸田修子委員 退室)</p>
議長(農地部会長)	<p>議案第28号2ページ6号について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(4番 小戸田修子委員 入室, 着席)</p>
議長(農地部会長)	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第24号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページの議案第25号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊3ページの議案第26号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた</p>

<p>農地係長</p>	<p>します。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の4ページをご覧ください。亀田地区第1号と2号は、農業経営基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売買するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の5ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件の計3件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の6ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の4件について、照会がありました。石山地区で2件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の7ページ、8ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で2件、鳥屋野地区で3件、曾野木地区で1件の計7件の届出で、3,485㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページ、10ページをご覧ください。石山地区で2件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で1件、曾野木地区で1件、亀田地区で2件の計7件の届出で、1,483㎡の届出書を受理しまし</p>
-------------	---

議長(農地部会長)	<p>たので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>総会の出席、ご苦勞様です。それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。着座にて失礼します。</p> <p>最初に、別冊議案第27号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。</p> <p>別冊の議案第27号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。今回は、利用権設定が大江山地区2件、横越地区1件、所有権移転が亀田地区1件で、面積が11,347㎡になります。続きまして、1ページめくっていただきますと、利用権設定の契約内容となっています。表の右上のカッコの数字が、ページ数となります。すべて相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金により支払うことで合意した内容となっています。2ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の契約内容となっています。契約内容ですが、譲受人の農地集積のため、契約した案件になります。次に、3ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件です。契約内容ですが、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金により支払うことで合意した内容となっています。2号から5号は、自身が構成員である法人への移転、7号から16号は移転する者の離農に伴う移転、その他は移転を受けるものが耕作した方が効率的なことから移転するものです。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告につ</p>

議長(農政振興部会長)	<p>いては、一番下段に記載しているとおり、7月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより別冊議案第27号新潟市農用地利用集積計画の決定について審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊3ページ2号から7号までは、出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊3ページ2号から7号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただけてください。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 入室、着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>

議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん，別所農政振興部会長さん，ありがとうございます。以上で，議事として提案した案件について終了しましたが，その他として，委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは，事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1 令和2年7月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，6日，14日，22日が届出の締切日，10日が許可申請の締切日となっております。15日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。17日は，午後2時から市農業振興地域整備審議会が白山会館で行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。28日は，午後1時から入札室で東ブロック対策委員会が，また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されておりますし，302会議室では農政振興部会が開催されますので，関係の委員の皆さんの出席をよろしく願いいたします。29日は，午後1時から入札室で亀田・横越ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第2地域調査委員会が入札室で予定されております。7月定例総会は，31日金曜日の4時から302会議室で開催いたします。業務予定については，以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>

議長(会長)

他にないようですので、以上で6月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 石塚絹代

署名委員 田中さとみ
